

肉骨粉適正処分緊急対策事業

1 事業の目的

本来、肉骨粉は飼料用原料等として有用なものであるが、BSEの発生に伴い、牛への誤用を防止する観点から、飼料用・肥料用としての利用を一時停止しているところである。よって、円滑な畜産副産物の処理の継続を図るため、肉骨粉の適正処分を推進し、もって、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図る。

2 事業の内容

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。

3 事業実施主体

(社) 日本畜産副産物協会

4 所要額 (補助率)

8,088百万円 (定額、10/10以内)

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線4940
担当者：国立、加納

B S E 発生農家経営再建支援等事業

1 事業の目的

B S E 発生農家等の経営再建を支援するとともに、B S E 発生地域及びB S E 患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和し、もって我が国畜産の安定に資する。

2 事業の内容

- (1) B S E 患畜等を飼養していた農家への支援
- (2) B S E 患畜等が飼養されていた地域における地域的な影響を緩和するための取組に対する支援
- (3) B S E 患畜等を確認した食肉センター等への支援

3 事業実施主体

(社) 中央酪農会議等

4 所要額 (補助率)

8 8 百万円 (定額、3 / 4 以内、1 / 2 以内)

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：渡辺、古殿